

保健福祉課から助成事業のご案内

東白川村がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業

目的

がん患者の方の治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ（全頭用かつら）の購入費用の一部を助成します。

内容

以下の要件を全て満たす方。

- ①ウィッグを購入した日及び申請時に村内に住所を有している方
- ②がんの治療（手術、薬物治療、放射線治療等）を過去に受けた方、又は現在受けている方
- ③がんの治療に伴う脱毛により、治療と就労、社会参加等との両立に支障が出る、又は出るおそれのある方
- ④申請を行うウィッグについて、岐阜県以外の都道府県及び他の市町村の助成を受けていない方

助成の対象となる経費及び助成額

助成の対象となるのは、令和2年4月1日以後に購入したがん患者の医療用ウィッグ。助成金の交付は、1人につき1回。※申請書の提出期限は、ウィッグ購入日の属する年度の末日まで。

| 助成対象経費 | 助成金の額 |
|--|---|
| がん患者の医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用のネットの購入費 | 助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、1万円を上限とする。） |

申請方法

助成金交付申請書に下記の書類を添付。

- ①当該申請に係るウィッグの購入の費用の額が確認できる領収書の写し
- ②診療明細書などがんの治療を受けていることが分かる書類
- ③その他村長が必要と認める書類

その他

岐阜県のがん患者医療用ウィッグ購入費助成事業があります（上限1万円）。県の助成を受けた場合でも同時に村の助成が受けられます。

～該当する方はお問合せください～

東白川村保健福祉センター（保健係） 〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 692-2
電話：0574-78-2100 FAX：0574-78-3028